様式９

「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン（平成30年3月27日付け障発0327第16号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」に基づき、退院後支援計画を作成する際には、各支援関係者から、個人情報の適正な取り扱いを遵守する旨の同意書をとることとなっています。

ガイドラインに基づく計画作成に係る個人情報の取り扱いについて

１　退院後に自分らしい生活を安心して送れるよう、　　　　　　　　　　　　　　さんの同意を得た上で、入院中から、病院の職員と協力して、退院後の支援計画を作成します。

　２　退院後は、関係機関とともに、計画に基づいて、地域での生活をサポートをします。

　３　計画の期間は、退院後６か月以内を基本とします。ただし、本人の病状や生活環境の変化　などによっては、本人の同意を得た上で、支援期間の延長を原則1回行うことができます。

　４　計画は、本人やその家族、病院の職員やその他の支援者等で会議を開催し、決定しますので、ご協力お願いします。

　５　計画の見直しや同意の撤回について、いつでも本人から申し出ることができることとしています。

　６　サービス等利用計画等、障害者総合支援法や介護保険法に基づく各種計画を作成する場合は、退院後支援計画との整合性を図るように努めてください。

|  |
| --- |
|  　〇〇保健所　△△課　☆☆班 　　担　当：□□　　◇◇ 　TEL 073-×××-◎◎◎◎　　 　FAX 073-×××-●●●● |